に規定する者をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「その役員」を「これらの者の役員」に改め、同項第十四号中「第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号まで」を「第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号の二まで」に改め、同項第十五号中「密接関係者」の下に「（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。）」を加え、「第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号まで」を「第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号の二まで」に改め、同条第三項中「第六条第一項第二号」を「第八条第一項第二号」に改める。

**附　則**

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 告　示

**○金融庁告示第八十四号**

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第四項、第二百十二条の二第四項、第二百十二条の四第四項及び第二百十二条の五第四項の規定に基づき、保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件（平成十七年七月金融庁告示第四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年九月七日

金融庁長官　畑中龍太郎

件名中「及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく」を「等に基づき」に改める。

前文中「第二百十二条第四項」の下に「、第二百十二条の二第四項、第二百十二条の四第四項」を加え、「並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第八十四号）附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハ」を削る。

本則中「第二百十二条第四項」の下に「、第二百十二条の二第四項、第二百十二条の四第四項」を加え、「並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハ」を削る。

**○金融庁告示第八十五号**

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号、第二百十二条の四第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号の規定に基づき、保険業法施行規則第二百十二条第三項第三号等に規定する金融庁長官が定める措置を定める件（平成十七年七月金融庁告示第五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年九月七日

金融庁長官　畑中龍太郎

前文及び本則中「第二百十二条の二第三項第三号」の下に「、第二百十二条の四第三項第三号」を加える。

本則第一号中「第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く」を「第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号及び第八号並びに第二百十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げるものに限る」に改める。

**○法務省告示第四百二十一号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ファナックマグトロニクス株式会社 | 神奈川県座間市東原四丁目二番二号 | 電気機器組立て |
| 株式会社サンワネッツ | 静岡県袋井市堀越三百五十番地の一 | サッシ施工 |
| サトープレス工業株式会社 | 愛知県豊田市高岡町新宮三十八番地三十九 | 機械加工 |

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 秀栄継手工業株式会社 | 埼玉県鳩ヶ谷市南三丁目九番九号 | 鋳造 |
| 株式会社ティケイワイプロダクツ | 東京都八王子市下恩方町四百二十四番地七 | 仕上げ |
| 株式会社ベルコ | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町四百六十四番地 | 金属プレス加工 |
| 信州塚田土建有限会社 | 長野県長野市松代町西条三百七十二番地一 | 型枠施工 |
| 株式会社旺尚社陳列製作所 | 愛知県名古屋市北区五反田町百十四番地 | 溶接 |

**○法務省告示第四百二十二号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 有限会社エルサービス | 岐阜県関市倉知二千六百二十四番地一 | 工業包装 |

**○法務省告示第四百二十三号**

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年九月二十四日から効力を生ずる。

平成二十三年九月七日

千葉県夷隅郡大多喜町長

法務大臣　平岡　秀夫

**○文部科学省告示第百三十八号**

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定に基づき認定した次の通信教育について、その代表者を変更した旨の届出があったので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定により告示する。

平成二十三年九月七日

文部科学大臣　中川　正春

| 実施講座及び関係告示 | 実施者の名称 | 代表者名 | 変更の時期 |
|---|---|---|---|
| 電験三種講座（昭和二十六年文部省告示第十三号） | 社団法人日本電気協会 | （新代表者）鎌田　迪貞（旧代表者）八島　俊章 | 平成二十三年七月八日 |